

人材不足分野における人材確保のための雇用管理改善促進事業（啓発実践コース）に係る企画書技術審査用紙

(価格点：技術点＝1：2、得点配分 価格点100点、技術点200点)

I 価格点 (価格点＝(1－入札価格／予定価格)×100点)

II 技術点

評価項目	提案要求事項	得点配分		
		基礎点 (必須)	加点 (任意)	合計
1 事業の実施方針		/ 15点	/ 10点	/ 25点
(1) 事業の目的・趣旨の理解	仕様書記載の事業内容について全て網羅されているとともに、事業の目的及び趣旨を理解し、公正・中立的な立場で事業を実施できるか	/ 15点		/ 15点 ※1
(2) 事業実施のスケジュール	事業が円滑に進められるよう、適切なスケジュールとなっているか		/ 10点	/ 10点 ※2
2 事業内容		/ 0点	/ 85点	/ 85点
(1) 集団的な普及啓発	業界団体等を通じた事業周知について、具体的な周知先や周知規模(事業主数)が明らかとなっているか。		/ 10点	/ 10点 ※1
	業界団体等とのネットワークが構築されており、本事業を円滑に展開する上での協力が得られると認められるか。		/ 15点	/ 15点 ※1
(2) 個別的な普及啓発	啓発対象企業について、地域や企業規模を限定せずに選定できると認められるか。		/ 15点	/ 15点 ※1
	啓発対象企業について、十分な訪問数を期待できる計画となっているか。		/ 15点	/ 15点 ※1
	企業の魅力ある職場づくりに関する理解を高めるための独自の工夫や取組が期待できるか。		/ 15点	/ 15点 ※1
	労働局管内各地域に雇用管理アドバイザーを派遣できる能力又はネットワークを有しているか。		/ 10点	/ 10点 ※1
(3) 雇用管理改善事例の周知・啓発	多くの事業主等への普及・啓発が期待できる計画となっているか(創意工夫、広報ツール等)。		/ 5点	/ 5点 ※1
3 組織としての経験・能力		/ 30点	/ 35点	/ 65点
(1) 管理能力、類似事業の実績	事業を行う上で適切な財政基盤、支出に係る証憑書類等の整理・保管体制等、一般的な経理処理能力を有しているか	/ 10点		/ 10点 ※2
	事業の遂行のために必要な見識・知見を持っているか	/ 10点		/ 10点 ※2
	過去に労務管理や人材育成に係る相談支援等を実施した経験があるか		/ 5点	/ 5点 ※2
	過去に事業主に対するコンサルティング(相談支援)、または聞き取り調査等を実施した経験があるか		/ 10点	/ 10点 ※2
(2) 事業遂行のための人員体制	管理者の管理能力が十分にあり、事業が遂行可能な人員体制の整備がなされているか	/ 10点		/ 10点 ※2
	業務のバックアップ体制が取られているか		/ 5点	/ 5点 ※2
	労働局管内に本事業の拠点となる事務所が設置されているか。		/ 5点	/ 5点 ※2
(3) ワーク・ライフ・バランス実現のための取組等	ワーク・ライフ・バランス実現のための取組等を行っているか。 (1) 女性活躍推進法に基づく認定(えるぼし認定)について、「労働時間等の働き方」に係る基準を満たしつつ、1段階目(認定基準5つのうち1～2つ〇)の認定を受けているか。 ※1 (2) 女性活躍推進法に基づく認定(えるぼし認定)について、「労働時間等の働き方」に係る基準を満たしつつ、2段階目(認定基準5つのうち3～4つ〇)の認定を受けているか。 ※1 (3) 女性活躍推進法に基づく認定(えるぼし認定)について、3段階目の認定(認定基準5つ全て〇)を受けているか。 ※1 (4) 女性活躍推進法に基づく認定(えるぼし認定)について、行動計画を策定しているか。 ※2 (5) 次世代法に基づく認定(くるみん認定)を受けているか。 (6) 次世代法に基づく特例認定(プラチナくるみん認定)を受けているか。 (7) 若者雇用促進法に基づく認定(ユースエール認定)を受けているか。 ※1 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画に関する省令(平成27年10月28日厚生労働省令第162号)第8条に定める基準。 ※2 行動計画の策定義務がない事業主(常時雇用する労働者の数が300人以下のもの)に限る(計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ)。 ※3 内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国人については、相当する各認定等に準じて加点する。 A: (3)に該当している B: (2)または(6)または(7)に該当している C: (1)または(5)に該当している D: (4)のみ該当している E: いずれも該当しない		/ 10点	/ 10点 ※2
4 業務従事予定者の経験・能力		/ 15点	/ 10点	/ 25点
(1) 専門知識、適格性	事業の遂行のために必要な見識・知見・資格を有する者を本業務に従事させる計画となっているか。	/ 15点		/ 15点 ※2
(2) 類似業務の経験	過去に労務管理や人材育成に係る相談支援等を実施した経験を有する者を本業務に従事させる計画となっているか。		/ 5点	/ 5点 ※2
	過去に事業主に対するコンサルティング(相談支援)、または聞き取り調査等を実施した経験を有する者を本業務に従事させる計画となっているか。		/ 5点	/ 5点 ※2
	合 計	/ 60点	/ 140点	/ 200点

※1 価格と同等に評価できない項目：100点

※2 価格と同等に評価できる項目：100点

(注1) 基礎点(必須)項目は、最低限の要求要件であり、要求要件を充足している場合は配分された点数を与えられ、充足していない場合は0点となる。

1項目でも要件が充足できないとみなされ0点となった項目がある場合は、その応募者は不合格となる。

(注2) 加点(任意)項目は、評価に応じて得点を与える。

加点(任意)項目の採点基準は、Aを最上位とする6段階評価とし、評価項目ごとに該当する評価(A～F)をつけ、コメントがあれば、欄外に付記すること。

15点満点の項目：A(特に優れている)＝15点、B(優れている)＝12点、C(普通)＝9点、D(やや劣る)＝6点、E(劣る)＝3点、F(非常に劣る)＝0点

10点満点の項目：A(特に優れている)＝10点、B(優れている)＝8点、C(普通)＝6点、D(やや劣る)＝4点、E(劣る)＝2点、F(非常に劣る)＝0点

5点満点の項目：A(特に優れている)＝5点、B(優れている)＝4点、C(普通)＝3点、D(やや劣る)＝2点、E(劣る)＝1点、F(非常に劣る)＝0点